

帰属（寄附）道路の取扱要綱

平成12年7月25日制定

（目的）

第1条 この要綱は、市道以外の道路のうち、道路敷地内に個人名義等があるため生じる相続問題や企業倒産等によるトラブルに、市民が巻き込まれることを防ぐ必要から所有者の申請に基づき防府市名義とし、もって、市民の生活環境の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（帰属の要件）

第2条 帰属（寄附）の要件は、下記のとおりとする。

- （1） 現況が道路であり、道路法による道路又は有効幅員2.75m以上の法定外公共物の道路（農道及び林道を除く。）に一端が接続していること。
- （2） 分筆登記等されていること。
- （3） 所有権以外の権利設定がないこと。
- （4） 道路沿いに土地建物とも2戸以上の所有者があり、現に居住していること。
- （5） 道路側溝及び流末水路も寄附が得られること。
- （6） 舗装補修及び側溝の清掃等、道路に係る機能管理を地元関係者であること。
- （7） その他帰属に当たり、市長が特に必要と認める要件。

（帰属の申請）

第3条 帰属を申請しようとする土地所有者（土地所有者が複数の場合はその代表者、以下、「申請者」という。）は、道路敷地の市帰属（寄附）申請書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、都市計画法第32条に基づく協議により、宅地開発後、市に帰属される場合は申請書の提出を要しない。

- （1） 位置図及び地籍図
- （2） 土地登記簿謄本
- （3） 同意書（第2号様式）
- （4） 現況写真（全体及び部分写真）
- （その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市及び申請者とお互いに協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

道路敷地の市帰属（寄附）申請書

（宛先）防府市長

（ 地区）自治会

申請者

住 所

氏 名

（連絡先 ）

下記の土地を防府市に寄附したいので、帰属道路の取扱要綱第 3 条の規定により申請します。

土 地 の 表 示			所 有 者
所 在 地 番	地目	地積㎡	

※ 道路の延長_____m ※道路の幅員_____m

※ （添付書類）

- 1 位置図及び地籍図
- 2 土地登記簿謄本
- 3 現況写真（全体及び部分写真）
- 4 同意書(第 2 号様式)

第 2 号様式

同意書

年 月 日

帰属後の道路の機能管理について

申請に係る道路が防府市に帰属した後の機能管理（道路の舗装補修、側溝の清掃等）は、これまでどおり利用者で行うことについて同意します。

（関係者）住 所	氏 名	印

☐ 道路敷地の市帰属（寄附）申請の内容について関係する自治会長に説明済みです。

※説明の実施状況を確認するため□にレ印の記入をお願いします。